

【お知らせ】

2020年度「皮革及び革靴の関税割当て」の関税割当証明書の返納手続の一部変更について

～添付書類（輸入許可通知書）の一部を省略します。～

【注】必要に応じて提出いただく場合がありますので、関税割当証明書の発給を受けた者（実績者・新規者）におかれましては、全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。

令和2年10月30日
経済産業省貿易経済協力局
貿易審査課

平素より、関税割当業務に御協力くださり御礼を申し上げます。

この度、輸入時に使用された関税割当証明書（以下「証明書」）を当省に返納いただく際の返納確認書の添付書類のうち、「輸入許可通知書」の一部を省略いたしますのでお知らせします。詳細につきましては、下記を御確認いただき、返納手続をお願いいたします。また、早期の返納をはじめ、各種手続等への御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

返納等の各種手続は、郵送手続をお願いします。【注】発給を受けた窓口に返納してください。

新型コロナウイルスの流行に伴い、各種手続全般の申請窓口（対面）の受付を行っていません。当面の間、郵送手続（※）をお願いします。

（※）郵送申請（レターパックプラス（赤・520円のもの）もしくは書留郵便）とし、返信用レターパックプラス（赤・520円のもの）を同封してください。御協力をお願いします。

返納の基準日等についてはp.5（第16 返納された割当数量の取扱い）を御参照ください。

記

【概要】

1. 皮革及び革靴の証明書の返納には、全輸入通関分の「輸入許可通知書」の添付を必要としてきましたが、一部例外を除き、1回目（初回）の通関分（のみ）とします。2回目以降の通関分は省略いたします。

【注】ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。なお、NACCSシステムで管理している場合も同様です。

（参考）：輸入許可通知書 (<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>)

※1 輸入通関手続を通関業者等に委託し、その後手元に保有していない場合は、委託した通関業者等に依頼し入手してください。また、自社通関の場合も入手し保管してください。

※2 輸入通関に使用した書類等については、保管義務がありますので御留意をお願いします。

（関税割当公表(p.18) 第15 証明書の返納 3 提出書類の保存）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2020/kw003_kouhyou2020.pdf

（関税法第94条、関税法施行令第83条）https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1117_jr.htm

2. 適用開始時期：令和2年10月30日～

3. 対象：証明書の発給を受けた全ての者(実績者・新規者)

【証明書の返納の際の提出・添付書類について】

1. 返納確認書は、別添の様式をお使いください。

2. 上記1. の返納確認書には、以下の書類を添付してください。

(添付書類)

【注】詳細は、p.4(第15 証明書の返納)を御確認ください。

- 関税割当証明書(原本)
- 輸入許可通知書(1回目(初回)通関分)
- 輸入許可通知書(1回目(初回)通関分が無償の場合には、有償となる輸入通関に至るまでの輸入許可通知書)

(注1)ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。なお、NACCSシステムで管理している場合も同様です。

(注2)さらに、初回の有償となる輸入通関分の代金と決済代金が異なる(他の貨物も併せて決済した)場合は、他の貨物分のインボイスも添付し、必要に応じリストを作成するなど、初回の有償となる輸入通関分の代金が輸入元(輸出者)に対して決済されていることを説明してください。

- 初回通関分のインボイス及び送金を証する書類(送金依頼書及び送金計算書の両方)：「革靴のみ」(皮革3品は提出不要です。)
- 送金関係を説明した補足書類 …複雑な送金を行っている場合などを説明する書面を添付してください。
- 返信用レターパックプラス(赤・520円のもの)を同封してください。返納確認書(1通)を御返信します。

【証明書の返納について (公表第15参照)】

年度途中で証明書の割当数量を全て使用した場合など**証明書を使用しなくなった時は、その事実の発生した日から1か月以内に**(2020年度証明書で期間延長が承認された証明書は、2021年度「年度枠」証明書受領日まで)、発給窓口に関係書類を添えて**証明書を返納しなければなりません。**

また、例年4月の年度枠申請時において前年度証明書の返納が重なるため、申請受付の審査に際し、時間を要しています。年度枠、保留枠等の申請の前の**早期返納**をお願いいたします。

【注1】郵送での返納の場合は、従業員証明書(注意事項様式第4)は不要です。

【注2】証明書対象外の貨物分も併せて決済している、輸入元(輸出者)と送金先が異なる場合など、分かりにくい箇所がある場合は、別途「説明書」や「補足資料」を添付し、積極的な説明をお願いします(該当箇所にはマーカー等をしてください)。

革靴の証明書を返納する際、初回通関分のインボイスや送金関係を示す書類には、「該当箇所にマーカーなど」をしてください。また、送金関係を示す書類が複雑なときは「説明書」を添付していただき、理解が得られやすい書類提出をお願いします。

【注3】返納が済んでいない場合、来年度の年度枠・保留枠等の受付の申請要件を満たさず受付できません(有効期間の延長中を除く)。

また、書類不足等により返納審査が未了の場合も同じく申請要件を満たしません。

(4月申請時まで返納未了の場合(延長中を除く)は未返納として扱います。)

【注4】なお、返信用レターパックプラス(赤・520円のもの)を同封してください。返納確認書(1通)は、レターパックプラスにより御返信します。

●問合せ先

ご不明な点等がありましたら、発給を希望する申請窓口の本省または各地域の経済産業局等にお問合せください（関税割当公表第4 申請窓口（P. 3））。

（関税割当ホームページ 窓口一覧）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_3.html

●申請窓口（郵送先）

申請窓口（郵送先）	郵送先住所
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省本館14階 電話：03-3501-1511（代） FAX：03-3501-0997
同 北海道経済産業局 総務企画部 国際課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎5階 電話：011-709-2311（代） FAX：011-709-1798
同 東北経済産業局 総務企画部 国際課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階 電話：022-263-1111（代） FAX：022-261-7390
同 関東経済産業局 東京通商事務所 総務課	〒113-0034 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎3階 電話：03-5842-7071 FAX：03-5689-7841
同 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通11番地 横浜情報文化センター10階 電話：045-212-1105 FAX：045-201-7156
同 中部経済産業局 地域経済部 国際課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番2号 電話：052-951-4091 FAX：052-961-7829
同 近畿経済産業局 通商部 通商課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館2階 電話：06-6966-6034 FAX：06-6966-6088
同 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎5階 電話：078-393-2682 FAX：078-393-2685

同 中国経済産業局 産業部 国際課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階 電話：082-224-5659 FAX：082-224-5642
同 四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 電話：087-811-8525 FAX：087-811-8556
同 九州経済産業局 国際部 国際課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階 電話：092-482-5425 FAX：092-482-5321
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 電話：098-866-0031（代） FAX：098-860-3710

【参考】：2020年度関税割当公表(抜粋)

第15 証明書の返納

1 証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか一の事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内(有効期間を延長した証明書は、2021年度「年度枠」証明書受領日まで)に、次の2の提出書類を発給窓口に提出しなければならない。

ただし、あらかじめ発給窓口の了承を得た場合は上記第4「申請窓口」表中の申請窓口に提出することができる(委任状による返納を除く。)

- (1) 証明書の割当数量を全て使用した場合
- (2) 証明書を使用しないこととなった場合
- (3) 証明書の有効期間が満了した場合

(注)過去に関東経済産業局国際課(さいたま新都心合同庁舎)から発給を受けた証明書は、2020年3月31日までは同局同課に提出すること。2020年4月1日以降は、上記第4「申請窓口」表中の申請窓口に提出すること(なお、2020年4月1日以降は、同局同課の了承を得る必要はないものとする。)

2 提出書類

(1) 皮革の場合

- 1) 証明書の原本(NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。)
- 2) 関税割当返納確認書(公表様式第4)2通
- 3) 輸入通関を証する書類の写し 1通(返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る全て【注】の輸入許可通知書等、次の①～③のいずれか一の書類)

【注】：皮革及び革靴の証明書の返納には、全輸入通関分の「輸入許可通知書」の添付を必要として来ましたが、一部例外を除き、1回目の通関分(のみ)に変更・省略します(令和2年10月30日「お知らせ」)。ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。なお、NACCSシステムで管理している場合も同様です。

- ① 輸入許可通知書(一通関で複数ページになる場合は両面印刷可)
 - ② 輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号)(税関の許可印が押印されているもの)
 - ③ 国際郵便課税通知書(税関様式C第5060号)(配達郵便局の日付印が押印されているもの)
- (※)申請にあたっては、上記(1)の提出書類に加えて、第18の3 身分確認についてに規定する書類(社員証等)を提示等すること。

(2) 革靴の場合

- 1) 証明書の原本(NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。)
- 2) 関税割当返納確認書(公表様式第4)2通
- 3) 輸入通関を証する書類の写し 1通(返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る全ての輸入許可通知書等、次の①~③のいずれか一の書類)
 - ① 輸入許可通知書(一通関で複数ページになる場合は両面印刷可)
 - ② 輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号)(税関の許可印が押印されているもの)
 - ③ 国際郵便課税通知書(税関様式C第5060号)(配達郵便局の日付印が押印されているもの)
- 4) 初回輸入通関分の「自ら輸入」を証明する書類(以下の①及び②)の写し 各1通
 - ① 革靴を自己の名において輸入代金決済したT/T送金(外貨送金依頼書及び計算書の両方)等の書類
 - (注1)クレジットカード払いによる場合
 - ・法人の場合は、法人名義のクレジットカードの領収書及び明細書の両方(なお、代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。)
 - (注2)信用状(L/C)取引による場合
 - ・信用状発行(開設)依頼書及び計算書の両方

② 革靴の仕入書(インボイス)

なお、初回通関が無償(輸入代金決済が発生しない)の場合は、有償となる輸入通関に至るまで無償等の記載がある契約書面等の写しを提出し無償であることを説明し、最初の有償による輸入通関に係る上記①及び②の書類の写しを提出すること。

また、「自ら輸入」を証明する書類において、証明書対象外の貨物分も併せて決済している、輸入元と送金先が異なる場合など、分かりにくい箇所がある場合は、別途「説明書」や「補足資料」を添付し、積極的に説明をすること(該当箇所にはマーカーすることが望ましい。以下同じ。)

さらに、初回の有償となる輸入通関分の代金と決済代金が異なる(他の貨物も併せて決済した)場合は、他の貨物分のインボイスも添付し、必要に応じリストを作成するなどし、初回の有償となる輸入通関分の代金が輸入元に対して決済されていることを説明すること。

その他、事後審査(第18の8)において必要と認められる場合は上記以外の書面を求めることがある。

(※)申請にあたっては、上記(2)の提出書類に加えて、第18の3 身分確認についてに規定する書類(社員証等)を提示等すること。

3 提出書類の保存

上記2のほか、本公表に基づき書類の写しを提出した場合には、返納した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。

4 「返納確認書」に輸入許可通知書等の写しが添付されていない輸入通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなさない。

第16 返納された割当数量の取扱い

- 1 返納された証明書に未使用の割当数量がある場合には、2022年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日(証明書を窓口へ提出した日)を基準に、その未使用の割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。
- 2 証明書の割当数量の変更により、その一部を返納した場合には、2022年度の関税割当ての際に、次表の左欄に掲げる返納日(内容変更申請書を窓口へ提出した日)を基準に、その返納された割当数量を同表の右欄に掲げる基準により取り扱い、消化率を算出する。

返納日 基準

証明書の発給日以降

2020年11月11日(水)までの間

消化率計算の際においてのみ、全てを使用したものとみなす。

2020年11月12日(木)から2020年12月24日(木)までの間

消化率計算の際においてのみ、2分の1を使用したものとみなす。

2020年12月25日(金)以降

消化率計算の際においても、使用したとはみなさない。

なお、使用したとみなす割当数量は、実績者の実績算定数量を算出する際の消化率計算においてのみ適用し、輸入通関数量の実績とみなさない。

(以上)

【公表様式第4】

□□□□年度分関税割当返納確認書

年 月 日

申請者氏名 (名称)	フリガナ			
法人番号				
登記上住所又は 個人事業者の現住所				
実際の営業所住所 (上記住所のほかに 事業所がある場合)				
担当者氏名	電話番号	F A X		

(足・m²)

割当物品	革靴	牛染	牛他	羊・やぎ
証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数

注1 用紙の大きさは、A列4番とします。

2 この確認書は、各証明書ごとに2通ずつ作成して下さい。

3 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量（返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和）を差し引いた数量をカッコ書きで記載して下さい。

4 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。
(原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書のみですが、2回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求めることがあります。全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)を出力等し、保管してください)
「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。

5 証明書の返納日は、右の受付印の日付となります。

6 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。

7 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とすることがあり、証明書の返納を求めると等がありますので適正な使用をお願いします。

証明書返納受付印

返納集計

返納管理簿

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

 関税割当証明書(原本) 輸入許可通知書(初回通関分) 輸入許可通知書(初回通関分が無償の場合には、有償となる輸入通関に至るまでの輸入許可通知書)

(注)ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。

(参考)輸入許可通知書(<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>)

※輸入通関後にお手元に届いていない場合は、通関業者に依頼等し入手してください。

 初回通関分のインボイス及び送金を証する書類(送金依頼書及び送金計算書の両方):革靴のみ

(☐ 送金関係を説明した補足書類 …複雑な送金を行っている場合などを説明する書面を添付した場合)

別紙様式 N-321 号

輸入許可通知書

代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	蔵置場所	申告番号
				予備申告 <input type="checkbox"/>	申告予定年月日		本申告 <input type="checkbox"/>
輸入者 住所 電話						通関士コード	
代理人 輸入取引者 輸出者名 住所 輸出の委託者							
AWB番号 積載機名 取卸港			MAWB番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個

品名	数量
----	----

税科目	税額合計	欄数	納税額合計 担保額 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 直納 <input type="checkbox"/> 都道府県 納期限延長 <input type="checkbox"/> BP申請事由 たばこ登録 石油承認
-----	------	----	--

通貨レート

記事1

記事2

社内整理番号
利用者整理番号

税関通知欄

関税法第67条の規定により、あなたが申告した貨物の輸入を許可します。

輸入許可日
審査区分

審査終了日
事後審査

延滞税合計

- (注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。
- (注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。